

# 金融庁：「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表（12月27日）

『会計情報』編集部

金融庁は、2024年12月27日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表した。

## 1. 改正の概要

企業会計基準委員会（ASBJ）において、企業会計基準公開草案第82号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」等が公表（コメント募集期間：2024年11月21日～2025年1月20日）されたことを受け、財務諸表等規則等について所要の改正が行われている。

## 2. 施行日

ASBJにおいて、上記の公開草案の結果を踏まえ公表される企業会計基準「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用日を踏まえて、財務諸表等規則等の施行が予定されている。

意見募集期間は2025年1月27日までとされている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

[「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について：金融庁](#)

以上